

計 画 書 案

むつ都市計画特定用途制限地域の決定（むつ市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種 類	面 積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域 (居住環境保全地区)	約 181ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積が 150 m²を超える店舗、飲食店等 ・ 床面積が 150 m²を超える事務所 ・ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等 ・ カラオケボックス等 ・ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・ キャバレー等 ・ 床面積が 15 m²を超える畜舎 ・ 倉庫業倉庫 ・ 工場 	
特定用途制限地域 (自然環境共生地区)	約 13,836ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積が 500 m²を超える店舗、飲食店等 ・ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等 ・ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・ キャバレー等 	
特定用途制限地域 (産業業務地区)	約 36ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積が 1,500 m²を超える店舗、飲食店等 ・ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等 ・ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・ キャバレー等 	
特定用途制限地域 (幹線道路沿道地区)	約 156ha	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積が 3,000 m²を超える店舗、飲食店等 ・ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等 ・ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・ キャバレー等 	
合計	約 14,209ha		

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり。ただし森林法第 25 条及び同法第 25 条の 2 により指定された保安林の区域は除く。」

理 由

むつ市都市計画マスタープランでは、コンパクトなまちづくりが求められているところである。

そのため、市街地の拡大の一因となる大型店舗等の立地を制限することにより、都市のスプロール化を抑制するものである。

また、遊戯・風俗施設等の立地を制限することにより、住環境の保全を図るものである。